

2 任期付職員

(1) 条例制定状況

令和2年4月1日現在の県内市町村における「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律」に基づく条例の制定状況は、以下のとおりである。

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律に基づく条例の制定状況
※以下の表は今年度調査を行っていないため、前年度（令和2年4月1日現在）の状況を参考として掲載

区分 (団体数)		法3条1項 に基づく採 用を行うた めの規定 (特定任期 付職員)	法3条2項 に基づく採 用を行うた めの規定 (一般任期 付職員)	法4条に基 づく採用を 行うための 規定(4条任 期付職員)	任期付短時間勤務職員		
					法5条1項 に基づく採 用を行うた めの規定	法5条2項 に基づく採 用を行うた めの規定	法5条3項 に基づく採 用を行うた めの規定
県内市 計 (37)	制定団体数	28	36	31	27	28	27
	制定率	75.7%	97.3%	83.8%	73.0%	75.7%	73.0%
県内町村 計 (17)	制定団体数	12	15	15	15	15	15
	制定率	70.6%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%
県内市町村計 (54)	制定団体数	40	51	46	42	43	42
	制定率	74.1%	94.4%	85.2%	77.8%	79.6%	77.8%

※ 「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」に基づく条例は、県内市町村では、未制定である。

【用語の説明】

「特定任期付職員」

高度の専門的知識経験や優れた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

「一般任期付職員」

専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させるため、任期付職員法第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員

「4条任期付職員」

一定期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させるため、任期付職員法第4条の規定により任期を定めて採用された職員

「任期付短時間勤務職員」

一定期間内に終了することが見込まれる業務に従事させるなどのため(第1項)、サービスの提供時間延長や提供体制を充実させるなどのため(第2項)、職員が育児のための部分休業を取得した場合にその代替として従事させるなどのため(第3項)、任期付職員法第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務

(2) 採用状況

令和3年4月1日現在、任期付職員法に基づく任期付職員は、県内市町村のうち、47団体(34市13町村)で897名採用されている。

	採用団体数		採用数				
		採用実施率		特定任期付職員	一般任期付職員	4条任期付職員	任期付短時間勤務職員
市 (37)	34	91.9%	842 (34)	20 (11)	71 (26)	187 (14)	564 (14)
町村 (17)	13	76.5%	55 (13)	2 (2)	20 (6)	7 (3)	26 (9)
市町村計 (54)	47	87.0%	897 (47)	22 (13)	91 (32)	194 (17)	590 (23)

(採用数上段：採用数(人)、採用数下段：採用団体数)

○令和3年4月1日現在の区分別・団体別採用状況

区分(採用人数)	団体名(採用人数)	主な採用事例
特定任期付職員 (22)	千葉市(3) 銚子市(1) 松戸市(1) 茂原市(2) 東金市(2) 市原市(2) 流山市(3) 匝瑳市(1) 香取市(1) 山武市(3) いすみ市(1) 長柄町(1) 大多喜町(1)	動物公園長、危機対策調整担当課長、埋蔵文化財調査センター所長、行政民事暴力対策監、健康福祉会館こども発達センター所長、安全安心対策官、危機管理監、政策法務室長、スクールロイヤー、業務妨害等相談員、施設長、弁護士、園長等
一般任期付職員 (91)	千葉市(1) 市川市(4) 船橋市(7) 館山市(2) 松戸市(2) 茂原市(1) 成田市(8) 佐倉市(4) 旭市(1) 習志野市(4) 柏市(4) 勝浦市(2) 市原市(1) 流山市(3) 八千代市(2) 我孫子市(1) 富津市(2) 浦安市(1) 四街道市(1) 八街市(3) 印西市(3) 白井市(8) 南房総市(1) 山武市(1) いすみ市(1) 大網白里市(3) 酒々井町(4) 多古町(2) 芝山町(3) 横芝光町(2) 睦沢町(4) 長柄町(5)	救急科統括部長、一般行政職、危機管理監、歯科衛生士、看護師、保健師、保育士、作業療法士、まちづくり広報監、生活安全相談員、徴収指導員、獣医師、診療放射線技師、マーケティング課長、シティーセールスプロモーションマネージャー、地域防災マネージャー、地域交流支援センター所長、安全安心担当官、栄養士、土木技師、こども園園長、病院長、介護認定調査員、介護支援専門員、保育教諭等
4条任期付職員 (194)	市川市(61) 木更津市(3) 野田市(16) 成田市(5) 佐倉市(12) 東金市(20) 柏市(20) 君津市(3) 浦安市(3) 四街道市(14) 印西市(11) 南房総市(7) 香取市(5) 山武市(7) 栄町(3) 東庄町(3) 白子町(1)	保育士、幼稚園教諭、看護師、技術職、運転手、一般行政職、栄養士、給食調理員、保育教諭等
任期付短時間勤務職員 (590)	市川市(8) 松戸市(350) 茂原市(2) 成田市(4) 旭市(1) 柏市(11) 勝浦市(2) 君津市(12) 四街道市(5) 印西市(115) 白井市(20) 富里市(6) 香取市(7)	一般行政職、用務員、保育士、調理員、看護師、技術職、市民協働支援員、介護認定審査会事務局員、学童保育専門支援員、化学技師、いじめeメール相談員、人材育成アドバイザー

	いすみ市(2 1) 酒々井町(4) 栄町(9) 東庄町(1) 芝山町(2) 横芝光町(3) 一宮町(1) 長生村(2) 大多喜町(2) 御宿町(2)	ザー、徴収指導員、栄養士、言語聴 覚士、心理発達相談員、家庭相談員、 警察環境監視員、保健師等
--	---	---

() 内は採用人数

(参考) 団体別任期付職員の状況等一覧

表 I-2-1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律に基づく条例の制定状況

※以下の表は今年度調査を行っていないため、前年度(令和2年4月1日現在)の状況を参考として掲載

(令和2年4月1日現在)

市町村名	法3条1項に基づく採用を行うための規定(特定任期付職員)	法3条2項に基づく採用を行うための規定(一般任期付職員)	法4条に基づく採用を行うための規定	法5条1項に基づく採用を行うための規定	法5条2項に基づく採用を行うための規定	法5条3項に基づく採用を行うための規定
千葉市	○	○				
銚子市	○	○	○	○	○	○
市川市	○	○	○	○	○	○
船橋市		○				
館山市	○	○	○	○	○	○
木更津市	○	○	○	○	○	○
松戸市	○	○	○	○	○	○
野田市	○	○	○			
茂原市	○	○	○	○	○	○
成田市		○	○	○	○	○
佐倉市	○	○	○	○	○	○
東金市	○	○	○	○	○	○
旭市	○	○	○	○	○	○
習志野市	○	○	○	○	○	○
柏市		○	○	○	○	○
勝浦市	○	○	○	○	○	○
市原市	○	○	○	○	○	○
流山市	○	○	○	○	○	○
八千代市	○	○	○	○	○	○
我孫子市		○				
鴨川市						
鎌ヶ谷市	○	○				
君津市	○	○	○	○	○	○
富津市	○	○	○	○	○	○
浦安市	○	○	○			
四街道市	○	○	○	○	○	○
袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○
八街市	○	○	○	○	○	○
印西市		○	○	○	○	
白井市		○			○	○
富里市		○	○	○	○	○
南房総市		○	○			
匝瑳市	○	○	○			
香取市	○	○	○	○	○	○
山武市	○	○	○	○	○	○
いすみ市	○	○	○	○	○	○
大網白里市	○	○	○	○	○	○
酒々井町		○	○	○	○	○
栄町		○	○	○	○	○
神崎町						
多古町	○	○	○	○	○	○
東庄町		○	○	○	○	○
九十九里町	○	○	○	○	○	○
芝山町	○	○	○	○	○	○
横芝光町	○	○	○	○	○	○
一宮町	○	○	○	○	○	○
睦沢町	○	○	○	○	○	○
長生村	○	○	○	○	○	○
白子町	○	○	○	○	○	○
長柄町	○	○	○	○	○	○
長南町	○	○	○	○	○	○
大多喜町	○	○	○	○	○	○
御宿町	○	○	○	○	○	○
鋸南町						
制定済団体数	40	51	46	42	43	42

○は条例制定済み